

第 8 4 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

開催場所

富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を
除く）7名選任の件

目 次

第84回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	5
事業報告……	14
連結計算書類……	36
計算書類……	38
監査報告……	40

議決権の行使につきましては、「書面（郵送）」または「インターネット等」により事前に行使いただく方法もございますので、あわせてご検討ください。なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ダイト株式会社

証券コード：4577

証券コード 4577

2026年8月3日

株 主 各 位

富 山 市 八 日 町 326 番 地
ダ イ ト 株 式 会 社
代表取締役社長兼 松 森 浩 士
CEO

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daitonet.co.jp/ir/agm.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイト」又は「コード」に当社証券コード「4577」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、3 ページに記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年8月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第84期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 ページに記載しておりますインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時30分
（9時30分受付開始）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

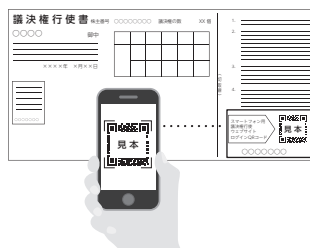
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

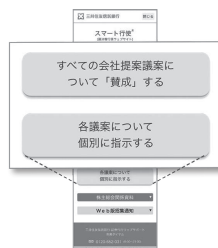
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



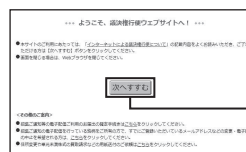
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

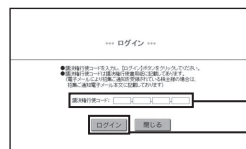
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

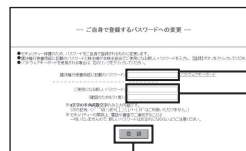
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化およびコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、取締役を現行の5名から7名へ増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、各候補者の選任にあたっては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	 まつもり ひろし 松 森 浩 士 (1956年7月24日生)	1982年4月 台糖ファイザー株式会社（現 ファイザー株式会社）入社 1994年4月 同社 医薬マーケティング部 抗真菌剤グループプロダクトマネージャー 1996年12月 同社 研究開発本部臨床開発統括部 臨床開発部長（感染症系兼担当） 2000年5月 同社 開発薬事統括部 統括部長 参事 2004年3月 米国ファイザー社 La Jolla研究所出向 Global Regulatory Leader 2008年9月 ファイザー株式会社 執行役員 経営企画統括部長 2009年3月 同社 執行役員 コーポレートアフェアーズ・信頼性保証部門長兼総括製造販売責任者 2009年12月 同社 取締役執行役員 エスタブリッシュ医薬品事業部門長 2013年4月 同社 取締役執行役員 エスタブリッシュ医薬品事業アジアパシフィック地域戦略担当 バイスプレジデント（2013年12月退任） 2013年12月 SBIバイオテック株式会社 代表取締役社長（2014年9月退任） 2014年10月 松森ファーマコンサルティング 代表 2016年4月 テバ製薬株式会社（現 T'sファーマ株式会社） CEO 兼社長 2017年4月 武田テバ薬品株式会社（現 T's製薬株式会社） CEO 兼社長 2021年10月 武田テバファーマ株式会社（現 T'sファーマ株式会社） 代表取締役社長兼CEO（2023年4月退任） 2021年10月 武田テバ薬品株式会社（現 T's製薬株式会社） 代表取締役社長兼CEO（2023年4月退任） 2023年7月 当社 入社 2023年8月 当社 取締役副社長 経営戦略担当兼管理本部長 2024年1月 当社 代表取締役副社長 経営戦略担当兼管理本部長 2024年8月 当社 代表取締役社長 2025年1月 当社 代表取締役社長兼CEO（現任）	28,600株
候補者とした理由 松森浩士氏は、長年製薬企業の研究開発業務や企業経営のトップとしての豊富な経験と見識を有しており、こうした豊富な経験と見識を活かして、当社の経営全般の意思決定や業務執行に対する監督等、取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	 ひづめ かずしげ 日 詰 和 重 (1962年2月25日生)	1985年4月 当社 (旧 大東交易株式会社) 入社 2001年6月 当社 原薬本部 原料薬品部課長 2006年6月 当社 製薬本部 医療薬品部長 兼 原薬本部原料薬品部長代理 2009年4月 当社 製薬本部 受託推進部長 2010年6月 当社 原薬本部 原料薬品部長 2014年6月 当社 製薬本部 医療薬品部長 2016年8月 当社 執行役員製薬本部副本部長 兼 医療薬品部長 2018年8月 当社 取締役執行役員営業統括 兼 製薬本部長 2022年6月 当社 取締役常務執行役員営業統括 兼 製薬本部長 2025年8月 当社 取締役常務執行役員営業統括 兼 製薬本部長 兼 東京支店長 (現任) [重要な兼職の状況] 大桐製薬 (中国) 有限責任公司 副董事長	45,336株
候補者とした理由 日詰和重氏は、当社で長年に亘る原薬事業及び製薬事業の営業部門での営業活動による豊富な業務経験と幅広い専門知識を有しております。当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	 い し だ とおる 石 田 徹 (1960年12月14日生)	1985 年 4 月 武田薬品工業株式会社 入社 2008 年 4 月 同社 製薬本部 CMC 研究センター 製薬研究所 所長 2010 年 4 月 同社 製薬本部 生産管理部部長 2012 年 4 月 同社 製薬本部 製薬企画部部長 2013 年 7 月 同社 製薬本部光工場長 2015 年 4 月 同社 グローバル製薬サプライ・日本・アジア光工場 工場長 (2018年3月退任) 2018 年 4 月 武田ヘルスケア株式会社 (現 アリナミンファーマテック株式会社) 代表取締役社長 (2022年10月退任) 2022 年 11 月 当社 入社 2023 年 9 月 当社 執行役員生産本部副本部長 2024 年 1 月 当社 執行役員生産本部長 兼 環境安全室長 2024 年 6 月 当社 執行役員生産本部長 兼 製剤製造部長 兼 環境安全室長 2024 年 8 月 当社 取締役執行役員生産本部長 兼 製剤製造部長 兼 環境安全室長 2025 年 8 月 当社 取締役常務執行役員生産本部長 兼 製剤製造部長 兼 環境安全室長 2026 年 6 月 当社 取締役常務執行役員生産本部長 兼 環境安全室長 (現任)	0株
候補者とした理由 石田徹氏は、長年製薬会社の研究開発業務や製造業務に携わり、また企業経営のトップとして豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。こうした豊富な経験と見識を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値向上に貢献していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	 【新 任】 くわ し ま ゆたか 桑 島 豊 (1964年2月8日生)	1986年4月 大東交易株式会社（現ダイト株式会社）入 社 2016年8月 当社 執行役員経営企画室長 2017年8月 当社 執行役員原薬本部長 2018年8月 大和薬品工業株式会社（現ダイト株式会 社） 取締役 千輝薬業（安徽）有限責任公司 董事 2019年6月 株式会社フェルゼンファーマ 取締役 2021年8月 当社 常務執行役員原薬本部長 兼 東京支 店長 2025年8月 当社 常務執行役員信頼性保証本部長（現 任） 2025年10月 大桐製薬（中国）有限責任公司 董事（現 任） 〔重要な兼職の状況〕 大桐製薬（中国）有限責任公司 董事 株式会社フェルゼンファーマ 取締役	171,098株
候補者とした理由 桑島豊氏は、当社において生産管理、営業、経営企画など幅広い分野に従事し、豊富な経験と実績を有しております。各分野において中核的な役割を担い、当社事業の推進に貢献してまいりました。現在は常務執行役員信頼性保証本部長として品質部門を統括し、当社の品質管理体制の強化に貢献していることから、これらの知見を当社の経営に活かすため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	 【新 任】 おおつが けんじ 大津賀 健 史 (1988年11月5日生)	2012年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会 社三菱UFJ銀行） 入行 2018年10月 米 国 M U F G ユ ニ オ ン バ ン ク Asian Corporate Banking （現 米国法人営業部（東部）） Assistant Vice President 2021年 8 月 株式会社三菱UFJ銀行 人事部調査役 （米国ハーバード大学留学） 2023年 6 月 大和薬品工業株式会社（現ダイト株式会 社） 入社 2024年 1 月 同社 執行役員社長付経営企画担当 2024年 8 月 当社 入社 2024年 9 月 当社 CFO（最高財務責任者） 2025年 8 月 当社 執行役員CFO（最高財務責任者） （現任） 2025年 8 月 大桐製薬（中国）有限責任公司 監事（現 任） 〔重要な兼職の状況〕 大桐製薬（中国）有限責任公司 監事	60,242株
候補者とした理由 大津賀健史氏は、中期経営計画「DTP2027」の立案および実行に中心的に関与し、CFOとして財務・資本戦略やIR/SR活動、DX戦略等の推進において成果を挙げてまいりました。また、大和薬品工業の吸収合併や中国事業の再構築、ジェネリック医薬品の品目統合に向けた「新・コンソーシアム構想」の推進において主導的役割を担っております。現在は執行役員として当社経営に貢献しており、これらの経験と知見を当社の経営に活かすため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	 こ ま つ き み こ 小 松 紀美子 (1958年6月20日生)	1980年4月 社会医療法人宏潤会 大同病院 入職 1996年8月 一般財団法人北陸予防医学協会 入職 2010年10月 富山産業保健総合支援センター 産業保健 相談員、メンタルヘルス対策促進員（現 任） 2020年12月 マインドプラス富山 代表（現任） 2022年8月 当社 社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 マインドプラス富山 代表	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小松紀美子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、産業カウンセラーや公認心理師などの資格者として培ってきた豊富な知識、経験を活かし特に従業員の労務、総合的なメンタルヘルス対策、よりよい職場環境構築などについて専門的で客観的な観点から、引き続き当社の企業価値向上に貢献頂くことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
7	 【新 任】 く さ の ひ ろ こ 草 野 弘 子 (1960年9月1日生)	1983年4月 台糖ファイザー株式会社（現 ファイザー株式会社）入社 2005年3月 同社 循環器領域西日本営業部長 2006年5月 同社 社長室企画推進部長 2008年12月 同社 西東京医薬支店長 2013年12月 同社 IM東北医薬支店長 2018年4月 株式会社バイタルネット 顧問 2018年6月 株式会社リードスペシャリティーズ 代表取締役社長 2018年7月 株式会社バイタルネット 執行役員 営業副本部長 兼 スペシャリティケア部 兼 女性活躍推進担当 2021年6月 あゆみ製薬株式会社 代表取締役社長 2024年6月 同社 退任	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 草野弘子氏は、医薬品業界において営業、マーケティング、流通および経営の各分野に長年従事し、外資系製薬企業における支店長等の要職を歴任したほか、医薬品卸売企業の執行役員およびスペシャリティファーマの代表取締役社長として企業経営に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社は、同氏の医薬品サプライチェーン全体に関する深い知見と経営経験を活かし、独立した立場から当社の持続的な成長およびコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2026年5月31日）現在の株式数を記載しております。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小松紀美子氏及び草野弘子氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者の指名の方針と手続き

当社は、各候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において各事業分野の経営に強みを発揮でき、かつ、経営管理に適した人材のバランスに配慮し、優れた人格、見識、高い倫理観を有している者をその候補者といたします。

なお、取締役候補者の決定等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は、候補者の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしています。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問を受けて、独立社外取締役の委員を議長として、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い指名・報酬諮問委員会において取締役候補者を検討評価した結果を取締役に答申し、取締役会で決定することとしております。

5. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、社外取締役である監査等委員を議長とした指名・報酬諮問委員会において、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、その適格性等について評価した結果であり、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないと判断しております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を更新し継続する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

7. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、小松紀美子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、小松紀美子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、草野弘子氏が選任された場合も同様に、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

8. 小松紀美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしております。当社は小松紀美子氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

9. 小松紀美子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、4年であります。

10. 当社は、草野弘子氏が本議案において選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

株主総会参考書類

【ご参考】取締役・監査等委員のスキルマトリックス

議案が原案通り可決されますと、当社の取締役・監査等委員の構成及びその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

氏名	監査等 委員	社外	独立 役員	企業 経営	業界 知見	財務・ 会計・ 資本 市場	国際性	法務・ リスク 管理	人財 開発・ 労務	マーケティング・ 営業	技術・ 研究 開発	生産	品質 保証
松森 浩士				○	○		○		○	○	○		○
日詰 和重					○					○			
石田 徹				○	○		○	○			○	○	○
桑島 豊					○					○		○	○
大津賀 健史				○		○	○			○			
小松 紀美子		○	○						○				
草野 弘子		○	○	○	○				○	○			
山本 一三	○	○	○					○					
西能 淳	○	○	○	○	○								
内田 稔	○	○	○			○	○		○				

(注) 上記は、各人の有するすべての知見・経験を網羅するものではありません。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられますが、雇用・所得環境の改善を背景に、全体としては緩やかに回復しております。海外経済においても、各国の通商政策等の影響を受けて一部弱含む動きがみられるものの、総じてみれば緩やかな成長が続いております。企業収益は、製造業において関税による下押しの影響がみられる一方で、全体としては高水準を維持しており、これを背景に設備投資も緩やかに増加しました。また、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しております。他方、今年に入り開始された中東地域での紛争は、一旦は停戦が成立したものの、紛争に起因する原油やナフサ等の供給ショックによる経済的悪影響も表れ始めており、先行きについては予断を許さない局面にあります。

医薬品業界におきましては、2024年9月の社会保障審議会医療保険部会において、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」が策定され、「主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上」（旧ロードマップから継続）、「副次目標：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上」が掲げられております。さらに、社会保障制度改革の一環として制度見直しが進められており、2026年6月からは長期収載品に係る「選定療養制度」が拡大され、また同年10月以降に新規収載されるオーソライズド・ジェネリック（AG）には先発品と同額の薬価が適用されます。加えて一部のOTC類似薬については、2027年3月より患者負担が新たに導入される予定です。

一方、後発医薬品を中心とする供給不安は長期化しており、過当競争状態の是正、過度な低価格競争からの脱却、規模の経済が生かせる企業規模へ再編していくための環境整備など、多くの課題を抱えております。こうした状況を踏まえ、国は後発医薬品業界の安定供給体制の強化に向けて「後発医薬品製造基盤整備基金」の創設を進めており、今後は品質確保や安定供給を担う企業への支援が本格化することが期待されております。

このような状況において、当社グループでは、中期経営計画「Daito Transformation Plan 2027」のもと、患者及び医療関係者の皆様への高品質な医薬品の安定供給に努めて参りました。

生産・供給面におきましては、「少量多品種生産からの早期脱却」を目指し、重複品目を製造する企業との積極的な対話を続け、2026年5月末時点で5成分9品目の製造所集約に合意し、準備を進めております。2023年12月に竣工しました第十製剤棟において、3階及び4階フロアにおいて製造・出荷を順調に継続しており、安定的な供給体制の構築に寄与しております。加えて5階フロアにつきましても、2027年5月期におけるフル稼働を見据え、着実に準備を進めており、それに伴い1階及び2階フロアも順次稼働する予定です。また子会社である大桐製薬（中国）有限責任公司におきましては、中国国内の制度改

革に的確に対応し、安定供給体制の指標となる生産許可分類「A証」を取得のうえ、ジェネリック製剤4品目の承認を得ております（2026年6月にも新たに1品目の承認を取得）。中国の集中購買制度への参加を通じ、巨大な市場規模と高い成長性を有する同国市場において、工場の稼働率向上の基盤となる数量の確保と当社の認知度を高め、高品質な医薬品の安定供給を通じ、同市場における事業基盤の一層の強化に努めてまいります。

販売面におきましては、1成分3品目の製剤について新たに販売を開始し、製品ラインアップの拡充に努めてまいりました。また2026年3月には小野薬品工業株式会社との間で「オパルモン錠」および「プロスタンディン軟膏」に係る製造販売承認の承継について合意いたしました。「オパルモン錠」に関しては、当社製造所への集約を推進することで、安定供給体制の一層の高度化を図るとともに、成長が見込まれるタイ市場への輸出にも新たに参入してまいります。

新規ビジネスへの参入に関しましては、パートナー企業のノーベルファーマ株式会社が開発を進めるユビキノール含有製剤「NPC-29」は2026年3月に第Ⅲ相臨床試験が開始され、これに伴い当社が製造を担う治験薬の患者への投与が開始されました。また、大日本印刷株式会社と連携した新剤形・製剤技術の開発、ならびにトーヨーケム株式会社との機能性材料分野における協業を推進しております。これらの取り組みにより、医薬品事業の枠を超えた技術基盤の拡張と付加価値の創出を図り、持続的な成長に向けた新たな事業領域の開拓に努めております。

当社およびMeiji Seikaファルマ株式会社が中核となり、既存ビジネスの効率化を目的に推進しております「新・コンソーシアム構想」には現在9社が参画しており、2026年3月時点において中止代替57品目、製造所集約64品目と、各施策は着実に進展しております。今後につきましても本構想への参画各社が一体となり、品目ごとの生産拠点の更なる集約を推進することにより、生産性の改善および安定供給体制の一層の強化に努めてまいります。

また2026年4月、当社は他2社と共同で新会社（仮称：株式会社医薬品共創機構）を設立した上で、杏林製薬株式会社の後発医薬品事業を承継することで基本合意いたしました。本件は後発医薬品の安定供給体制の強化および持続可能な事業基盤の確立を目的とするものであり、研究開発、製造、品質保証等の各機能の高度化を図るものであります。現在は最終契約の締結に向けて関係各社との協議を進めておりますが、「研究開発型のCMO企業」としての当社の企業価値の向上に資する施策として取り組んで参ります。

売上高の販売品目ごとの業績は次の通りであります。

原薬では、抗アレルギー剤原薬は増加しましたが、止血剤・抗凝固薬原薬が減少し、売上高は22,482百万円（前期比1.7%減）となりました。

製剤では、ジェネリック及び受託製造（医療用）の製品が堅調に推移したことから、売上高は27,984百万円（前期比1.4%増）となりました。

健康食品他につきましては、売上高は184百万円（前期比3.0%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は50,650百万円（前期比0.0%増）となりました。支払手数料の増加により販管費は増加したものの、棚卸資産の評価減の大幅な改善、スマートスペンディングによるコスト管理の徹底により売上原価が減少したことから、営業利益は3,637百万円（前期比38.8%増）、経常利益3,812百万円（前期比40.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,161百万円（前期比65.7%増）となりました。

区	分	売 上 高
原	薬	22,482百万円
製	剤	27,984
健 康 食 品 他		184
合	計	50,650

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,559百万円であります。

その主なものは、第2試験棟の建設費用（1,774百万円）、第十製剤棟の設備投資（1,196百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額17,500百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2025年6月1日付で、当社の連結子会社である大和薬品工業株式会社を吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 81 期 (2023年 5 月期)	第 82 期 (2024年 5 月期)	第 83 期 (2025年 5 月期)	第 84 期 (当連結会計年度) (2026年 5 月期)
売 上 高 (百万円)	45,101	46,895	50,643	50,650
経 常 利 益 (百万円)	5,169	3,923	2,705	3,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,600	3,295	1,908	3,161
1 株当たり当期純利益 (円)	113.81	105.00	62.74	107.49
総 資 産 (百万円)	70,552	77,708	78,004	73,291
純 資 産 (百万円)	50,971	52,265	52,067	52,938
1 株当たり純資産額 (円)	1,603.25	1,702.35	1,734.26	1,840.13

(注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 81 期 (2023年 5 月期)	第 82 期 (2024年 5 月期)	第 83 期 (2025年 5 月期)	第 84 期 (当事業年度) (2026年 5 月期)
売 上 高 (百万円)	44,695	46,592	50,439	50,618
経 常 利 益 (百万円)	5,082	3,872	2,497	3,762
当 期 純 利 益 (百万円)	3,491	3,249	1,513	7,814
1 株当たり当期純利益 (円)	110.37	103.54	49.74	265.65
総 資 産 (百万円)	65,404	72,763	72,618	72,503
純 資 産 (百万円)	46,452	47,794	47,122	52,299
1 株当たり純資産額 (円)	1,469.72	1,562.61	1,571.47	1,819.52

(注) 2023年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大 桐 製 薬 (中 国) 有 限 責 任 公 司	1,700万米ドル	70.0%	医薬品事業・医薬品製剤の製造販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社のほか、Daito Pharmaceuticals America, Inc.の計2社であります。

(4) 対処すべき課題

2025年5月期から2027年5月期を対象年度とする中期経営計画DTP2027¹（Daito Transformation Plan 2027）の2期目の終了に際し、当社は、当社グループを取り巻く最新の事業環境及び課題を下記の通りと認識しております。

ア) 政策及び規制面

- ・ 毎年薬価改定に加え、長期収載品の選定療養の導入やOTC類似薬の保険給付の見直しなどの医療費及び薬剤費抑制策の更なる進展
- ・ 薬機法等の一部改正に伴う品質及び安全性の確保と安定供給体制の強化（後発医薬品製造基盤整備基金の設置）
- ・ 薬価削除プロセスの簡素化と品目統合に係る薬事手続きの1.5ヵ月への短縮

イ) 業界動向

- ・ 長期収載品の選定療養によるジェネリック医薬品シェアの上昇と長期収載品の承継等の加速
- ・ 外資系企業のジェネリック医薬品ビジネス縮小（撤退）と政府の財政支援による業界再編機運の高まり
- ・ 先発薬メーカーが持つ特許の保護範囲を広く認める司法判断の出現と特許戦略の難易度の上昇
- ・ ジェネリックビジネスのピークアウトと、新領域（オーファンドラッグ開発、海外、医療デバイス等）への参入の増加

ウ) 金融資本市場

- ・ 東証による資本市場改革に伴うエクイティ・ガバナンスへのシフトの加速
- ・ 根強く続く円安や中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の乱高下
- ・ コストプッシュインフレへの対応のための日銀の利上げと資金調達コストの上昇

また、当社としては、当社グループの相対的優位性は引き続き下記の要素にあると認識しております。

- ・ 原薬から製剤までの「一貫製造」
- ・ 一貫製造体制を日本・中国の両国に有することによる「日中連携」
- ・ FDA（米国食品医薬品局）査察を継続的にクリアする業界トップクラスの「品質管理体制」
- ・ 上記品質管理体制に裏付けられた高い「安定供給力」

¹詳細は当社Webサイトに掲載の「2024年7月17日付 2024年5月期 決算説明資料」をご覧ください。
<https://www.daitonet.co.jp/ir/library.html>

当社としては、既述のように刻々と変わりゆく経営環境の中でも、当社グループの相対的優位性に更なる磨きをかけながら、引き続き中期経営計画DTP2027で掲げた事業戦略の5つの柱（①既存ビジネスの効率化、②中国ビジネスの強化、③新規ビジネスへの参入、④PBR1倍割れ対策と資本配分の高度化、⑤人的資本への投資）を着実、且つ強力に推進していくことが、持続的な成長と企業価値の向上のためには不可欠であるとの判断の下、夫々の事業戦略において、今後も下記の取り組みを継続して参ります。

① 既存ビジネスの効率化

これまで当社グループは「全方位ビジネス」を掲げ、ジェネリック医薬品を中心に多種多様の医薬品・原薬を生産することにより、規模拡大を目指してまいりました。この「全方位ビジネス」は売上高の増加や、経営リスク分散の観点からは有効な施策ではありましたが、その反面、多くの製品とビジネスモデルによって利益構造の把握が複雑化し、また、各部署において応急的に増員が続く状況を招いているという課題があります。

当社は、本課題への対応として、ポートフォリオ会議およびSales & Operations Planning (S&OP) プロセスの導入に加え、上市後の製品価値最大化を目的とするLife Cycle Management (LCM) 会議を新設し、運用を開始いたしました。これにより、DTP2027のもとで推進してまいりました一連のガバナンス改革は一定の進展を見ており、今後はその成果の具現化に向けた取り組みを推進してまいります。

Meiji Seika ファルマ株式会社と進める「新・コンソーシアム構想」におきましては、参画各社が相互に品質管理体制の点検および検証を行うことにより、後発医薬品業界全体の品質管理水準の向上に努めてまいります。また、新たに設立予定の株式会社医薬品共創機構（仮称）を通じ、杏林製薬株式会社の後発医薬品事業の承継に取り組むことで、安定供給体制の強化および持続可能な事業基盤の確立に努めてまいります。

② 中国ビジネスの強化

当社グループは、下表のとおり、およそ15年に亘って中国企業への出資を通じて、中国における原薬・製剤の生産ビジネスを推進して参りました。そして、当社グループはこの日中連携の優位性を活かし、中国において「日本品質・中国コスト」の原薬・製剤を生産し、これを日本市場にて販売しております。

出資年	出資先企業名	業態
2010年	千輝薬業（安徽）有限責任公司	原薬メーカー
2012年	安徽微納生命科学技术開発有限公司 （現「大桐製薬（中国）有限公司」）	製剤メーカー
2019年	安徽鼎旺医薬有限公司	原薬メーカー

従来、中国のジェネリック医薬品市場は、その薬事承認ルールの独自性及び曖昧さと、低価格メーカーの乱立ゆえに、日本企業の進出は困難とされておりました。しかし、近年になって承認ルールが明確化され、また、中国政府が導入した国営病院での集中購買制度において、品質基準、安定供給体制、環境規制対応が強く求められるようになった結果、当社グループが15年かけて培ってきた「日本品質・中国コスト」「潤沢な現地生産リソースに由来する安定供給体制」「環境規制対応」という強みがダイレクトに中国市場で活かせる状況に変化してきております。

この状況を踏まえ、当社の持分法適用会社である千輝薬業及び鼎旺医薬との更なる連携を通じて、中国市場での原薬・製剤の販売を強化して参ります。

現在、子会社である大桐製薬（中国）有限責任公司におきましては、自社開発によるジェネリック製剤6品目の承認を取得しております。今後は中国における集中購買制度への参画を通じて、同国市場の有する大きな市場規模および高い成長性を取り込みつつ、プレゼンスの一層の向上を図ってまいります。あわせて、高品質な医薬品の安定供給を継続することにより、同市場における事業基盤のさらなる強化に努めてまいります。

③ 新規ビジネスへの参入（オーファン新薬アライアンス）

これまでの当社グループの成長を支えてきた国内ジェネリックビジネスは、政府目標である数量置換率80%に達し、将来の成長が鈍化することが予測される中、毎年薬価改定に伴う単価の下落による売上、利益率の低下や、生物学的同等性試験の難易度及び費用の上昇などにより、安定して利益を上げ続けることが困難になりつつあります。

そこで、当社グループでは「新規ビジネスの参入」の一形態として、オーファンドラッグの開発・受託の分野を開拓して参ります。

オーファンドラッグは国内外で大きな市場の伸びが期待され、ジェネリックに比較して薬価の下落が発生しづらいという特長があります。

当社グループの米国FDA対応のノウハウを生かし、パートナー企業より、日米欧の市場を視野に入れた製品の開発・受託を請け負います。パートナー企業の1社であるノーベルファーマ株式会社が開発を進めるユビキノール含有製剤「NPC-29」につきましては、第Ⅲ相臨床試験が開始され、これに伴い当社が製造を担う治験薬の投与が開始されました。本製剤を一刻も早く患者様にお届けできるよう尽力して参るとともに、第2号案件の協議も鋭意進めており、積極的に開発・推進して参ります。

④ PBR1倍割れ対策と資本配分の高度化

当社グループの株価はPBR1倍割れの状態が継続しており、資本市場からの信頼と評価は高いものとは言えない状況です。その原因の1つとして、社内のあらゆる投資決定において資本コストを加味した議論が十分になされていなかったことが挙げられます。

この状況を重く受け止め、当社では、重要な投資に関わる評価と定期モニタリングを目的とした「投資評価委員会」を設け、資本コストを上回り、各種投資案件の属性やリスクに応じたハードルレート（収益性基準）を定め、CFOや経営企画部長等も交えて経営会議への上程の是非を判断するなど、投資に関わるガバナンスの強化を図って参ります。

また、DTP2027においては、価値の創造に繋がる数値目標である KGI（Key Goal Indicator）を設定、対外的に公表するとともに、社内各事業本部に、これらのKGIの達成のために必要な KPI（Key Performance Indicator）を設定し、社内目標として活動しております。

なお、KGIのうち、資本生産性指標としてはROICとROEを採用しております。

2026年5月期における株主還元の強化策としては、当社普通株式1,242,000株を市場及び立会外取引（ToSTNeT-3）を通じて取得し、2026年5月29日付で消却しております。また2027年5月期に向けて、既に1株当たり配当金の引き上げ方針を決定しております。引続き安定的かつ積極的な株主の皆様への還元を通じ、企業価値の向上とPBR1倍割れ対策に努めて参ります。

⑤ 人的資本への投資

当社グループでは、DTP2027の①～④の課題解決を支える基礎として、人的資本への投資を、最後の事業戦略の柱として設定しております。

当社グループの最大拠点である富山県では人口が減少し、採用競争が激化する傾向にあり「選ばれない企業」は将来的に事業の継続が困難になることが懸念されます。

こうした状況下、当社では富山県内水準を上回る賃上げを2年連続実施しました。また人的資本経営の高度化を目的として、選択型確定拠出年金（DC）制度の導入を決定し、2026年12月の開始を予定しております。本制度は、給与の一部を拠出するか否かを従業員自らが選択できる仕組みを採用しており、各人のライフステージおよび価値観に応じた柔軟かつ最適な報酬設計を可能とするものであります。今後も従業員の多様なニーズに対応した制度整備を通じ、人的資本の一層の充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

事業部門	主要製品
医薬品事業	原薬、製剤、健康食品他

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	富山県富山市
東京支店	東京都千代田区
大阪支店	大阪市中央区
本社工場	富山県富山市
下奥井工場	富山県富山市
研究所	富山県富山市

② 子会社

Daito Pharmaceuticals America, Inc.	アメリカ合衆国
大桐製薬(中国)有限責任公司	中華人民共和国

(注) 2025年6月1日付にて大和薬品工業株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況 (2026年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
医薬品事業	1,085 (35) 名	12名増 (7名減)
合 計	1,085 (35) 名	12名増 (7名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
987 (34) 名	140名増 (6名減)	39.2歳	11.1年

(注) 1. 当事業年度末の使用人数は前事業年度末に比べ増加しておりますが、主として2025年6月1日付にて大和薬品工業株式会社の吸収合併に伴い、同社の使用人を引き継いだことによるものであります。

(注) 2. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,724百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,168
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	991
株 式 会 社 北 國 銀 行	696
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	661
株 式 会 社 福 井 銀 行	326

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年5月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 67,760,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,854,880株 |
| ③ 株主数 | 4,358名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,084,140株	10.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,068,400	10.64
JAPAN ABSOLUTE VALUE FUND	2,688,300	9.32
オウシヨウ	1,000,000	3.47
株 式 会 社 オ オ ツ ガ	800,600	2.78
笹 山 眞 治 郎	694,214	2.41
二 幸 商 事 株 式 会 社	640,000	2.22
BNP PARIBAS SYDNEY/2S/JASDEC /AUSTRALIAN RESIDENTS	615,000	2.13
ダ イ ト 従 業 員 持 株 会	495,774	1.72
内 外 エ ス テ ー ト 株 式 会 社	447,056	1.55

(注) 1. 持株比率は自己株式(16,718株)を控除して計算しております。なお、自己株式には当社の役員向け株式交付信託が保有する株式(94,340株)を含んでおりません。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数には、当社の役員向け株式交付信託が保有する株式（94,340株）を含んでおります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

1. 発行可能株式総数

2025年6月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、33,880,000株増加しております。

2. 発行済株式の総数

2025年6月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は15,348,440株増加し、自己株式の消却に伴い、2025年6月30日付にて600,000株、2026年5月29日付にて1,242,000株減少しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2026年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	大津賀 保 信	
代表取締役社長兼ＣＥＯ	松 森 浩 士	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	日 詰 和 重	営業統括 兼 製薬本部長 兼 東京支店長 大桐製薬（中国）有限責任公司 副董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	石 田 徹	生産本部長 兼 製剤製造部長 兼 環境安全室長
取 締 役	小 松 紀美子	マインドプラス富山 代表
取 (監 査 等 委 員)	山 本 一 三	山本一三法律事務所所長 株式会社リッチェル 社外監査役
取 (監 査 等 委 員)	西 能 淳	特定医療法人財団五省会 理事長 学校法人アームストロング青葉幼稚園 理事長
取 (監 査 等 委 員)	内 田 稔	高千穂大学商学部教授 株式会社ＣＣＩアセットパートナーズ 外国為替アナリスト

- (注) 1. 小松紀美子氏は社外取締役、山本一三氏、西能 淳氏及び内田 稔氏は、社外取締役（監査等委員）であります。また、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 内田 稔氏は、長年にわたり銀行において金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社が常勤の監査等委員を選定していない理由
監査等委員会は社外取締役を中心とする独立性の高い構成としており、各監査等委員が取締役会その他重要な会議への出席や業務執行部門からの報告の聴取等を通じて必要な情報を適時適切に把握しております。また、内部監査部門との緊密な連携により監査情報の共有を図るとともに、監査等委員会において当該情報を集約・共有する体制を構築していることから、常勤の監査等委員を置かない場合であっても監査の実効性は十分に確保されているものと判断しております。
4. 当社は、小松紀美子氏、山本一三氏、西能 淳氏及び内田 稔氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。なお、当該保険契約では、当該役員の違法行為等に起因して損害賠償責任が発生した場合及び当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険金支払の対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

② 取締役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	178百万円 (4)	75百万円 (4)	85百万円 (一)	17百万円 (一)	5名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25 (18)	25 (18)	— (一)	— (一)	5 (4)
合 計 （うち社外役員）	204 (23)	101 (23)	85 (一)	17 (一)	10 (5)

（注）取締役の報酬等の総額には2025年8月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役1名）及び取締役監査等委員3名（うち社外取締役3名）の合計8名であります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 取締役（監査等委員以外）の個人別の報酬等の決定方針は取締役会にて決議しております。また、社外取締役及び監査等委員の報酬については、基本報酬のみとしております。会社業績に左右されない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しております。
2. 取締役（社外取締役及び監査等委員以外）の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本としております。また、取締役（社外取締役及び監査等委員以外）報酬は、世間水準および会社業績や、従業員給与並びに執行役員報酬とのバランス等を考慮して、適正な目標設定と評価制度の客観的・厳格な評価の実施に基づき決定しております。個別の報酬額決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会において当該年度に係る報酬等について審議し、当該報酬案を取締役会に答申しております。取締役会は答申内容に基づき、報酬額の審議及び決議を行っております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容について、報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることを確認し、当該年度に係る報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。
3. 取締役（監査等委員以外）の報酬は、取締役報酬規程において就任初年度の役職別標準報酬額を定めております。その就任初年度の報酬額は、執行役員の標準報酬に取締役としての監督報酬額を加味した金額としております。再任後の報酬の算定に当たっては、執行役員に対する標準報酬額の改定及び取締役としての監督報酬額の改定が無い場合には原則前年度標準報酬額を基準としております。

4. 取締役（社外取締役及び監査等委員以外）の金銭報酬は固定額の基本報酬と事業年度業績評価により算出する業績報酬で構成しております。それぞれの全体に占める構成割合は固定額の基本報酬50%、事業年度業績評価により算出する業績報酬50%（その内訳は連結純利益計画達成率20%、連結営業利益対前年増減率20%、連結営業利益率計画達成率5%、連結自己資本利益率（ROE）対前年増減率3%、株式取得報酬2%）としております。これを月額報酬と年次賞与に区分して支給いたします。
5. 取締役（社外取締役及び監査等委員以外）の非金銭報酬の内容は当社の株式であり、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額4億円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を2022年8月24日開催の第80回定時株主総会終結日の翌日から2027年8月の定時株主総会終結の日までの5年間の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して支給するものであります。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が株式交付規定に基づき各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。役員向け株式交付信託に係る報酬は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額として計上し非金銭報酬欄に記載しております。
6. 取締役（社外取締役及び監査等委員以外）の月額報酬は、役職に応じた定額とし、業績報酬は短期業績連動としており、年次賞与支給時においては連結純利益計画達成率、連結営業利益対前年増減率、連結営業利益率計画達成率、連結自己資本利益率（ROE）対前年増減率等の指標に連動し調整を図っております。上記指標を選択した理由は、連結営業利益が本業の収益状況を最も反映する指標と捉えるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案した上で選択しており、また連結純利益及び連結自己資本利益率（ROE）は当社が持続的成長をめざしていくための指標であると判断し選択しております。なお、当事業年度期初における当該指標の計画はそれぞれ、連結営業利益3,000百万円、連結純利益2,300百万円であり、当事業年度における実績はそれぞれ、連結営業利益3,637百万円、連結純利益3,161百万円、連結自己資本利益率（ROE）6.0%であります。
7. 取締役の報酬については、当社が定める取締役報酬規程に基づき、指名・報酬諮問委員会が監査等委員以外取締役報酬案を策定し、取締役会に答申しております。
8. 指名・報酬諮問委員会においては、社外取締役を議長として代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等が、それぞれの職責・業績にふさわしい水準になっているなどの観点から検討・評価を実施し、監査等委員以外取締役報酬案を策定し取締役会に

答申しております。

9. 取締役会は、当該報酬案を検討の上、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
10. 当社の役員報酬決定過程における取締役会の活動内容等については、以下の通りであります。
 - (1) 取締役会は、7月開催の取締役会までに当社が定める取締役候補者選任規定に基づき次年度の取締役候補者を決定しております。
 - (2) 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案の策定を指名・報酬諮問委員会に諮問しております。
 - (3) 指名・報酬諮問委員会は、社外取締役である委員を議長として監査等委員以外の取締役報酬案を策定し、その結果を8月開催の取締役会に答申しております。
 - (4) 取締役会は、当該報酬案を検討の上、定時株主総会終了後開催する取締役会に本案を付議し、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、審議・決定しております。
 - (5) 監査等委員である取締役候補者の9月以降から支給する取締役報酬案は、監査等委員会において規定に基づき協議して決定しております。
11. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議日とその内容は、以下の通りであります。
 - (1) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
 - (2) 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第73回定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬は、株式交付信託制度に基づく報酬であり、2022年8月24日開催の第80回定時株主総会において、2027年8月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間における当社株式の取得資金として金125百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、当該延長分の対象期間においては、当該延長分の対象期間の年数に金25百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を当該信託に拠出すること、及び当社が取締役に付与するポイント（1ポイントは当社株式1株とします）の総数は1年あたり15,000ポイントを上限とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は3名です。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 小松紀美子氏は、マインドプラス富山の代表を兼務しております。なお、当社とマインドプラス富山との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 山本一三氏は、山本一三法律事務所の所長であり、株式会社リッチェルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と山本一三法律事務所及び株式会社リッチェルとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 西能 淳氏は、特定医療法人財団五省会の理事長及び学校法人アームストロング青葉幼稚園の理事長を兼務しております。なお、当社と特定医療法人財団五省会及び学校法人アームストロング青葉幼稚園との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 内田 稔氏は、高千穂大学商学部教授であり、株式会社ＣＣＩアセットパートナーズ 外国為替アナリストを兼務しております。なお、当社と高千穂大学及び株式会社ＣＣＩアセットパートナーズとの間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	活 動 状 況 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
小 松 紀美子	社 外 取 締 役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。産業カウンセラーや公認心理師の資格者として培ってきた豊富な知識・経験に基づき、取締役会では適宜、経営の監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
山 本 一 三	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士として培ってきた専門的な知識及び企業法務や監査に関する豊富な見識を有しており、その専門的見地から、取締役会においては適宜、当社の法務リスクやコンプライアンス体制等に関する監督及び助言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性の確保に寄与しております。また、監査等委員会においては、監査結果に関する意見交換等に際し、法務の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
西 能 淳	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。医療法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、その専門的見地から、取締役会においては適宜、当社の経営全般に関する監督及び助言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性の確保に寄与しております。また、監査等委員会においては、監査結果に関する意見交換等に際し、医療法人経営の経験に基づく実務的な見地から適宜必要な発言を行っております。
内 田 稔	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度における社外取締役就任後に開催された取締役会12回のすべてに出席し、また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。国際金融に関する幅広い知見及び豊富な経験を有しており、当該専門的見地から、取締役会においては適宜、当社の経営戦略やリスク管理等に関して客観的かつ専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性及び適正性の確保に寄与しております。また、監査等委員会においては、監査結果に関する意見交換等に際し、国際金融及びマクロ経済に関する専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、投資判断基準策定に関する助言業務に対する対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、効率的かつ透明性の高い経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力、収益力を高めることで安定的な成長を目指し、企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えております。

したがいまして、現時点で買収への対応方針は導入しておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業価値の持続的増大と、それによる株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置づけしております。株主の皆様への利益還元は、当該期の業績に加えて、今後の成長投資や財務体質の強化を考慮して、安定的に配当を実施していくことを重視しております。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株当たり配当金を20.0円とさせていただきます。すでに2026年2月2日に実施済みの中間配当金1株当たり20.0円と合わせまして、年間配当金は1株当たり40.0円の配当となります。

次期の配当につきましては、上記基本方針及び株式分割を踏まえ、1株当たり中間配当22.5円、期末配当22.5円とする年間45.0円の安定配当を継続する予定であります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を図るため、有効に投資してまいりたいと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	36,629	流動負債	13,998
現金及び預金	954	支払手形及び買掛金	5,230
受取手形	0	電子記録債務	2,187
売掛金	12,792	一年内返済予定の長期借入金	2,815
電子記録債権	6,134	リース債務	506
商品及び製品	5,949	未払金	1,256
仕掛品	5,306	未払費用	506
原材料及び貯蔵品	5,184	未払法人税等	593
ファクタリング債権	31	賞与引当金	678
その他	278	その他	222
貸倒引当金	△2	固定負債	6,353
固定資産	36,661	長期借入金	3,753
有形固定資産	30,676	リース債務	2,220
建物及び構築物	18,991	繰延税金負債	65
機械装置及び運搬具	5,054	役員株式給付引当金	55
土地	2,294	退職給付に係る負債	33
リース資産	2,574	その他	224
建設仮勘定	718	負債合計	20,352
その他	1,043	純資産の部	
無形固定資産	1,712	株主資本	51,101
その他	1,712	資本金	7,186
投資その他の資産	4,273	資本剰余金	7,072
投資有価証券	2,193	利益剰余金	36,970
繰延税金資産	181	自己株式	△128
退職給付に係る資産	554	その他の包括利益累計額	1,791
その他	1,353	その他有価証券評価差額金	880
貸倒引当金	△8	為替換算調整勘定	539
資産合計	73,291	退職給付に係る調整累計額	371
		非支配株主持分	46
		純資産合計	52,938
		負債純資産合計	73,291

連結損益計算書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上 高価 益	上 原		50,650
	上 利		40,753
売 費	上 総		9,897
	費 業		6,260
販 業	及 外		3,637
	一 取		1
管 理	般 配		67
	管 賃		15
費 益	利 差		102
	収 投		87
息 金	利 資		78
	当 利		72
料 料	益 金		424
	益 他		130
益 金	他 利		24
	他 数		94
他 益	利 利		249
	益 益		3,812
特 別	利 証		331
	益 金		237
特 損	損 失		569
	除 却		36
減 損	除 縮		213
	損 失		66
税 金	等 調		316
	整 前		4,065
法 人	税 及		891
	住 事		36
法 人	税 業		928
	等 調		3,136
当 期	純 利		△25
	損 失		3,161
非 親	支 配		
	株 主		
会 社	に 帰		
	属 す		
社 株	る 当		
	期 純		
主 に	損 純		
	失 利		
主 に	益 益		
	益 益		

計算書類

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,557	流 動 負 債	13,931
現金及び預金	399	電子記録債務	2,201
受取手形	0	買掛金	5,255
電子記録債権	6,134	一年内返済予定の長期借入金	2,815
売掛金	12,764	リース債務	500
商品及び製品	5,986	未払金	1,204
仕掛品	5,292	未払費用	522
原材料及び貯蔵品	5,114	未払法人税等	569
前払費用	63	賞与引当金	678
短期貸付金	600	その他の	182
ファクタリング債権	31	固 定 負 債	6,271
貸倒引当金	173	長期借入金	3,753
	△2	リース債務	2,216
固 定 資 産	35,945	役員株式給付引当金	55
有 形 固 定 資 産	29,608	退職給付引当金	21
建物	17,875	資産除去債務	224
構築物	525	負 債 合 計	20,203
機械及び装置	4,647	純 資 産 の 部	
車両運搬具	2	株 主 資 本	51,419
工具、器具及び備品	975	資 本 金	7,186
土地	2,294	資 本 剰 余 金	7,072
リース資産	2,574	資 本 準 備 金	7,072
建設仮勘定	712	利 益 剰 余 金	37,289
無 形 固 定 資 産	1,413	利 益 準 備 金	34
借地権	56	その他利益剰余金	37,254
ソフトウェア	462	繰越利益剰余金	37,254
その他の	894	自 己 株 式	△128
投 資 其 他 の 資 産	4,923	評 価 ・ 換 算 差 額 等	880
投資有価証券	2,062	その他有価証券評価差額金	880
関係会社株式	163	純 資 産 合 計	52,299
関係会社出資金	1,064	負 債 純 資 産 合 計	72,503
長期前払費用	46		
保証金	127		
長期貸付金	1,118		
繰延税金資産	340		
その他の	7		
貸倒引当金	△8		
資 産 合 計	72,503		

損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		50,618
売上	原価		40,932
売上	総利		9,685
販売費及び一般管理費			6,068
営業外収益			3,617
受取利息		26	
受取配当金		241	
受取貸料		15	
受取保険金		78	
その他		69	431
営業外費用			
支払利息		137	
支払手数料		24	
為替差		31	
その他		94	287
経常利益			3,762
特別利益			
投資有価証券売却益		331	
補助金収入		237	
固定資産売却益		2	
抱合せ株式消滅差益		4,583	5,155
特別損失			
固定資産除却損		36	
固定資産圧縮損		213	250
税引前当期純利益			8,667
法人税、住民税及び事業税		879	
法人税等調整額		△26	853
当期純利益			7,814

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月14日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御 厨 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 敏 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイト株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月14日

ダイト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御 厨 健太郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 敏 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイト株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月15日

ダイト株式会社 監査等委員会

監査等委員長 西 能 淳 ⑩

監査等委員 山 本 一 三 ⑩

監査等委員 内 田 稔 ⑩

(注) 監査等委員 西能 淳、山本一三及び内田 稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

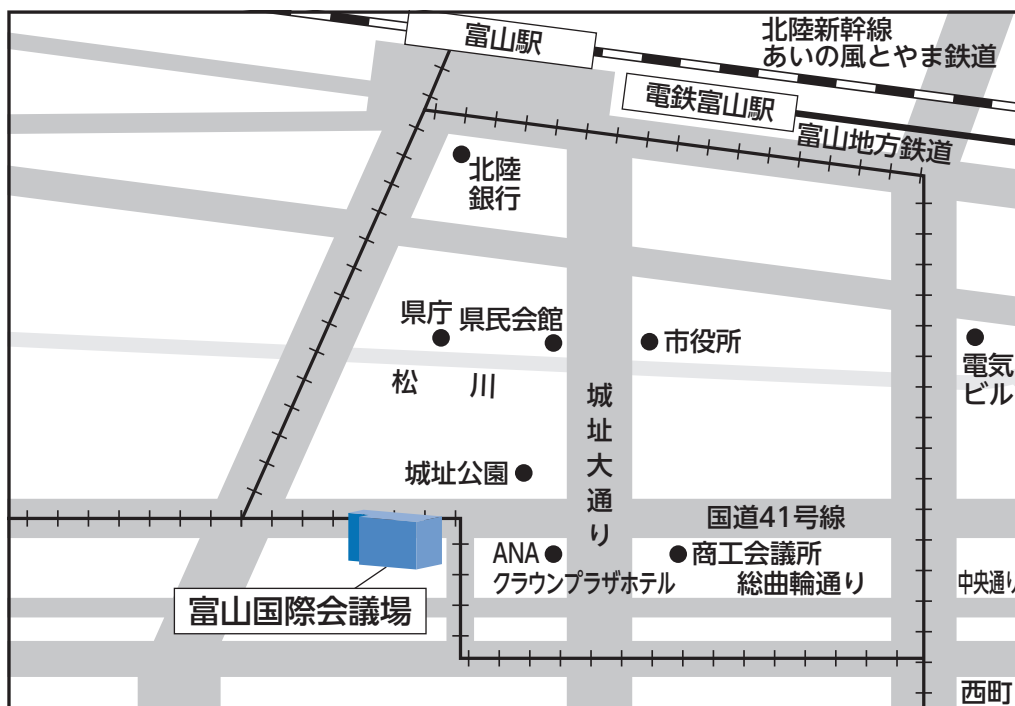
株主総会会場ご案内図

会場

富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 多目的会議室
TEL (076) 424-5931

交通

電 車：J R 富山駅南口より徒歩約15分
：J R 富山駅南口より約7分市内電車（環状線）「国際会議場前」下車
お 車：北陸自動車道「富山IC」を降りて約15分
空 港：富山空港からタクシーをご利用の場合約20分



お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

